



平成 29 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名 オ ー エ ス 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 高 橋 秀 一 郎
(コード番号 9637 東証第二部)
問 い 合 せ 先 執 行 役 員 土 井 雄 二 郎
(人 事 総 務 部 担 当)
TEL 06 - 6361 - 3554

株式併合、単元株式数の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 3 月 16 日開催の取締役会において、平成 29 年 4 月 25 日開催予定の第 99 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）に、株式併合、単元株式数の変更及び定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しており、その移行期限は平成 30 年 10 月 1 日までとされています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、あわせて、中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5 株を 1 株に統合）を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成 29 年 8 月 1 日をもって、平成 29 年 7 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数を基準に、5 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 1 月 31 日現在）	16,000,000 株
株式併合により減少する株式数	12,800,000 株
株式併合後の発行済株式総数	3,200,000 株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数に株式併合割合を乗じた理論値です。

④株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成29年1月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
5株未満所有株主	200名 (3.47%)	239株 (0.00%)
5株以上所有株主	5,556名 (96.53%)	15,999,761株 (100.00%)
総株主	5,756名 (100.00%)	16,000,000株 (100.00%)

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

8百万株

株式併合の割合に合わせて、現行の4千万株から8百万株に減少させます。

なお、会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日である平成29年8月1日に、定款第6条（発行可能株式総数）に規定する発行可能株式総数が、現行の4千万株から8百万株に変更されたものとみなされます。

(6) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び下記「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更日

平成29年8月1日

(4) 単元株式数の変更の条件

本定時株主総会において、上記「1. 株式併合に関する議案」及び下記「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応し、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するために定款第 8 条を変更するものであります。なお、本定款変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 29 年 8 月 1 日をもって効力を生ずる旨の附則を設け、同日をもって、本附則を定款から削除するものといたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4 千</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8 百</u> 万株とする。
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
(新 設)	<u>附 則</u> <u>第 6 条および第 8 条の変更は、平成 29 年 8 月 1 日をもって効力を生ずるものとし、同日をもって本附則を削除する。</u>

(3) 定款変更の条件

本定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案及び本定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更の日程

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ① 取締役会決議日 | 平成 29 年 3 月 16 日 |
| ② 定時株主総会決議日 | 平成 29 年 4 月 25 日 (予定) |
| ③ 株式併合の効力発生日 | 平成 29 年 8 月 1 日 (予定) |
| ④ 発行可能株式総数変更の効力発生日 | 平成 29 年 8 月 1 日 (予定) |
| ⑤ 単元株式数変更の効力発生日 | 平成 29 年 8 月 1 日 (予定) |

上記のとおり、株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成 29 年 8 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係上、平成 29 年 7 月 27 日をもって、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

以上

(添付資料)

【ご参考】株式併合及び単元株式数の変更に関する Q & A

【ご参考】

株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式にすることです。
今回、当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 2. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所における売買の単位となっている株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 3. 株式併合、単元株式数の変更の目的を教えてください。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。
当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとし、あわせて、中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として株式の併合を行うことといたしました。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 4. 株式併合の前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有する当社株式の資産価値に影響を与えることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有株式数は株式併合前の5分の1となりますが、1株当たりの資産価値は5倍となります。また、株価につきましても、理論上は、株式併合前の5倍となります。

Q 5. 株主の所有株式数や議決権の数はどうなるのですか。

A 5. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	2,700 株	2 個	540 株	5 個	なし
例 2	1,533 株	1 個	306 株	3 個	0.6 株
例 3	1,000 株	1 個	200 株	2 個	なし
例 4	500 株	なし	100 株	1 個	なし
例 5	199 株	なし	39 株	なし	0.8 株
例 6	3 株	なし	なし	なし	0.6 株

Q 6. 受け取る配当金は、どうなるのでしょうか。

A 6. 株主様が所有する当社株式数は、株式併合により 5 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合（5 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金総額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1 株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度または買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問合せ先までご連絡ください。

Q 8. 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りは可能ですか。

A 8. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買増制度または買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問合せ先までご連絡ください。

Q 9. 株主優待については、どうなるのでしょうか。

A 9. 株主優待につきましては、株式併合の割合に応じて優待基準株式数を変更するとともに、100～199 株（株式併合後の株式数）の優待基準を新設いたします。
 なお、現在株主優待を交付している株主様への優待内容に変更はございません。詳細は本日別途開示しております「株主優待制度の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

Q 1 0. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A 1 0. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 4 月 25 日 定時株主総会決議日
平成 29 年 7 月 26 日 1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 7 月 27 日 100 株単位での売買開始日
平成 29 年 8 月 1 日 株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日
平成 29 年 10 月頃 端数株式の売却代金の支払開始

Q 1 1. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

A 1 1. 株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

【お問合せ先】

ご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問合せください。

〒541-8502 大阪府中央区伏見町三丁目 6 番 3 号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
電話番号／0120-094-777 (通話料無料)
受付時間／9:00～17:00 (土日祝日を除く)